

琉球大学学術リポジトリ

差別に関する法学教育の報告：
「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を素材として

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 恭剛, Morikawa, Yasutaka メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1800

資料

差別に関する法学教育の報告

—「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を素材として—

森川 恭剛

目次

- 一 はじめに
- 二 演習のあらまし
- 三 模擬裁判の諸資料
- 四 参考文献表

一 はじめに

次頁の新聞記事は琉球新報一九九九年一月二七日付のものである。

そこには、ハンセン病国家賠償訴訟に関する二つの見方が紹介されている。一つは、同訴訟について説明する法律家の「入所者らをバックアップする姿勢」であり、もう一つは沖繩愛楽園入所者らにおける「今さらの思い」や「複雑な心境」である。新聞記事からこの二つの見方があることを知る学生たちは後者に強い関心を示すようである。入所者らは同訴訟について今さらと思っており、消極的である。そうすると、私たちが「ハンセン病の問題」について考え、同訴訟について学習を進める意義はどこにあるのだろうか、と戸惑うようである。

隔離政策訴訟に関心

九州弁護士会 愛楽園で法律相談

名 護

「名護」九州弁護士会連 合会の人権擁護委員会も裁判について説明があつた。A 委員長は、二十三日、名護市の国立療養所愛楽園を訪れ、無料法律相談会を開いた。入所者は「い子防法」(一九九六年廃止)によるさまざまな人権被害について相談。現在、国立ハンセン病療養所の入所者らが同法律などに基づく強制隔離政策は違憲として国家賠償を求めて訴訟を起こしているが、委員から

相談会は毎年一回程度行われるもので今回、弁護士十一人と研究者三人が参加。隔離政策違憲訴訟について、A 委員長は「これまで法曹界として何もしてこなかったのは問題」と述べ、法律家として同問題に対して入所者らをバックアップする姿勢を明らかにした。同裁判には、平良市の宮

古南勝園から三人が原告団に加わっているが、今のところ愛楽園からは一人もいない。それについてA委員長は「入所者たちはそれぞれ裁判には関心があるはずだが、差別、偏見を受けてきた経験から裁判によって自分自身や親族に新たな被害が起こることを懸念している。全体の流れを見ながら動くことになるだろう」と話していた。

一方、同園自治会のB副会長(五十)は「国と法律で争うにはそれ相当の決意と体力が必要。『らい子防法』が約九十年も続いたことは怒り心頭に発するが、平均年齢も七十歳なので今さらとの思いも強い」と今さらとの思いを吐露。一法では今になって、社会の一員として変わりないことを認められたが、人権はいまだ回復していない。十年、二十年前にこの問題が惹起(じやっき)していれば、自分たちの人生を振り返ってとても残念だ」と複雑な心境を述べた。

下さい。お願い致します。」と述べ、また七二才の男性は「全ては過去だから、過去の事は訴えたくない。」と記している。学生たちの戸惑いは、このような声を無視できないという気持ちの表れであり、このまま学習を進めることによって、この人権のことを考えようとしているその当の人たちのことを逆に傷つけ、そのプライバシーを侵害してしまうのではないかと恐れているのである。

入所者らの「今さらとの思い」は、九州弁護士連合会が一九九六年一月に九州・沖縄地区の五つの国立療養所の全入所者を対象として実施したアンケート調査の自由記入欄からも拾うことができる(1)。

七五才の男性は、「あまりにも、マスコミが騒ぎ、知られたくない範囲をおかすような結果にもなりかねない。家族の心中を思えば腹だたしい。もうこのあたりで全部中止をし、一切を今回かぎりにして

さらに五九才の女性は、「入園当時はあらゆる面で苦勞もありましたが今は医療や衣食住にも恵まれて幸福に思います。上を見ればきりがありません。下を見る心も大事だと思えます。」と述べている。現在のハンセン病療養所を訪れても、学生たちは容易には「差別」を見つけない。ハンセン病の問題が差別の問題であることはよく理解できても、差別について考えるために、「ハンセン病の問題」がいま取り上げられるべきことは、理解の難しいことである。

沖繩愛楽園には官舎地帯、事務所、入園者地帯をそれぞれ仕切るコンクリートの黒い塀が一九七一年まで残っており、また園の正面入口には日英両文字で「許可なき者立入禁止」と書かれた立札が立てられていたという。ハンセン病療養所を囲む壁は、ハンセン病政策の差別性をもっとも端的に見る者に示す、差別のシンボルであったといつてよい。しかしその壁はすでに取り払われてしまっており、私たちは何をもって学ぶべき差別の問題であるかを掴むことが難しいのである。一九七〇年に「厚い壁」と題するドキュメンタリー映画を作成した映画監督中山節夫は、らい予防法廃止後、「見えない壁を越えて」と題して再びハンセン病を取り上げている。その副題は「声なき者たちの証言」である。まず「壁」を見いだすために、私たちは耳を傾けて声を聞くことから始めるしかないであろう。私たちは見えない壁の存在を気付いてそこで立ち止まるのではなく、一度、見えない壁をよく見つめて、それをのり越えるとき、同じ過ちを繰り返すことを止めるのではないだろうか、と考え、学生たちとそのような取り組みを始めることにした。

(1) 九弁連人権擁護委員会「一九九六」一頁以下。調査結果及び調査票等については同一三三頁以下。なお、アンケート調査の回答率は全体で六〇・五%（二三九一名）であり、そのうち沖繩愛楽園は三九・九%と最低であった。

(2) 犀川一夫「二九八九」一六三―四頁。

二 演習のあらまし

一 琉球大学で私が担当する一九九九年年度の法学演習(受講者三年生五名、四年生二二名)では、「差別と法」というテーマのもとで沖縄における二つのハンセン病療養所(沖縄愛楽園・宮古南静園)の歴史を調べて、熊本と東京で提起されているハンセン病国家賠償請求訴訟の意義を認識しようとした。そのために、まず導入として、法学セミナー一九九八年八月号の特別企画「ハンセン病患者の人権回復を」に収められた諸論考と、熊本訴訟の訴状(「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟弁護団・同原告団『ブリキの貨幣』所収)を手掛かりとして、訴訟提起に至るまでの経緯、訴訟の目的等について理解をすすめた。最初の学習のポイントは、らい予防法制下での「患者」の強制隔離が「日本国憲法下最大の人権侵害」と呼ばれるに値することを認識することである⁽¹⁾。具体的な作業としては一九五三年制定の「らい予防法」(一九九六年廃止、以下「らい予防法(新法)」)の諸規定等を参照して、それぞれどのような規定との関係でハンセン病患者を対象とする強制的な隔離収容、また強制的な断種・堕胎、療養所内の「監禁室」への監禁等の人権侵害が行われていたかを確認している。

次に、沖縄の二園を訪問し、その歴史を学ぶことにより、問題をできるだけ具体的に把握しようと試みている。沖縄愛楽園は、琉球大学から自動車で約一時間三〇分の距離にあり、私たちの主要な学習の場となった。まず最初に、演習受講者全員が参加して愛楽園で宿泊研修を行い、園長からハンセン病に関する医学的説明を受け、また自治会長からは入所者の終生の生活の場としての愛楽園における日常生活について説明を受けた。その後園内

を散策し、愛楽園の礎を築いた青木恵哉伝道師の頌徳碑や納骨堂、また戦時中に入所者らが園内丘陵地帯に掘り進めた避難壕などを見学してまわった。愛楽園のある屋我地島は一九五三年に沖繩本島と橋で結ばれた離島であり、その周囲にはかつての風葬の習慣の跡を残す小島が点在している。景観は美しく、愛楽園内の北西側の阿壇林には居住区から浜へ通じる絵画的な阿壇のトンネルがある。前記の青木氏は愛楽園を「選ばれた島」であると記したが、沖繩に住み慣れた学生たちにとっても愛楽園への訪問は一つの発見となったようであった。

研修の後、愛楽園の歩みを次の四期に分け、各期の特徴を報告してもらっている。第一期は一九三八年（昭和一三年）の国頭愛楽園の設立までである。この時期に関しては沖繩のハンセン病患者の救済のために熊本の回春病院から一九二七年に派遣された前記の青木氏が、迫害を受けながら沖繩の患者らと共に自ら療養所を創設するに至る経緯が重要である。沖繩の近代的な公衆衛生上のハンセン病政策は、皮肉なことに、一九〇七年（明治四〇年）の法律第一一号「らい予防に関する件」に基づく国庫負担による沖繩県の療養所設置案を県議会が否決するところから始まっている。名目的な療養所建設反対の理由は建設予定地近辺（現那覇市内）の発展を阻害するというものであったが、もちろん沖繩県議会はハンセン病患者の隔離政策に反対したのではない。一九〇〇年（明治三三年）に実施された第一回全国らい一斉調査以来、沖繩県のハンセン病有病率（患者数）は全国平均をはるかに上回っており（第一回調査人口一〇万比全国六九・二％、沖繩県一一六・〇％、その六年後の調査同全国五〇・六％、沖繩県一五四・〇％）、「沖繩では沿道各所に、絶壁の間、人跡を絶つ処にまで孤立小屋があり、らい患者が隠れ住んでいる」（笹森儀助「沖繩旅行記」と記される状況にあった）。つまり当時のハンセン病患者の多くは適切な治療・療養を必要としていたが、彼らはすでに社会的には排除されており、県議会は患者の施設隔離の必要性を患者の治療・療養の観点から考えることを全く行わなかった、ということなのである。そし

てその後の沖縄県の本島内療養所設置案は三回にわたり地元住民の反対により挫折し、結局、青木氏ら患者自らが「安住の地」を数々の苦難を経て獲得する以外に患者の救済の道はないと考えられる状況に至ったのである。一九三五年（昭和一〇年）一二月に青木氏ら二〇数名の患者が現在の愛楽園の場所に移り、テントが張られ、「療養所建設の道」が開かれることになった³⁾。

第二期は、こうしてその基礎の作られた療養所が一九三八年に国立に移管され「国頭愛楽園」となり、沖縄戦を経験する時期である。一九四四年（昭和一九年）、旧日本軍は沖縄本島及び周辺離島の約四〇〇名の患者の強制収容を行い、その結果、愛楽園は定員の二倍以上の患者の入所するところとなった。そして同年七月にはアメリカ軍の空襲に備えて園の中央部に約二〇〇mほど細長く続く丘陵地帯に横穴式防空壕を構築する患者作業がはじまり、同年一〇月一〇日に最初の空襲を受ける。空襲が終了するのは翌年四月二二日であり、そのときまでに愛楽園は灰燼に帰す。そしてその後の一年間で二七四名の入所者がマラリア、赤痢、栄養失調等で死亡した。私たちはこの愛楽園の戦争体験を当時の愛楽園は患者の治療・療養のための療養所ではありえなかったことを示す事実として理解している。戦後の愛楽園の再建は、アメリカ軍から物資の提供を受けて、再び患者自らの手で行われている。

第三期は、アメリカ施政権下の愛楽園であり、一九七二年（昭和四七年）の施政権返還までである。一九五二年には琉球政府が創立され「沖縄愛楽園」と改称している。戦後のハンセン病政策は、まず、一九四六年二月八日の海軍軍政府指令第一一五号「らい患者の隔離」⁴⁾及び同第一一六号「屋我地らい療養所への立入制限」⁵⁾により、ハンセン病患者の強制隔離と愛楽園への立入禁止を定めるところから出発している。この二つの指令は一九五三年一月一九日の民政府指令第一二二号⁶⁾により廃止されている。続いて一九四七年二月一〇日に軍政府

特別布告第一三三号「らい病療養所の設立」⁷⁾が發布されている。同特別布告は、一九四九年に一部改正され⁸⁾、一九六四年二月一三日の民政府布告第二〇号⁹⁾に基づき廃止されるが、「感染性の状態にある患者」の隔離治療について定めるものであった。さらに、一九六一年に琉球政府は「ハンセン氏病予防法」を制定して、一九〇七年の法律第一一号を廃止している。同法には、本土の「らい予防法（新法）」には見られない療養所からの退所規定（第七条）と在宅予防規定（第八条）がおかれている。ちなみに復帰時に沖縄の罹患率は人口一万人あたり約〇・五人であり、これは日本本土の約一八〇倍である。有効な治療法が存在していた時期に沖縄のハンセン病の発生率が高率であったため、早期の外來治療とすでに治癒した者の退所の制度が合理的であったのである。なお、旧優生保護法との関連では、一九五六年七月に琉球政府が日本法に倣い「優生保護法」を制定し、らい疾患に関する条項も引き継いでいるが¹⁰⁾、同法は同年八月三〇日の民政府布令第一五八号¹¹⁾により廃止されている。

最後の第四期は、施政権返還後、現在までであり、本土療養所との施設整備面での格差是正がはかられる時期である。法制度的には「ハンセン氏病予防法」が廃止され、本土の「らい予防法（新法）」が適用されるようになるが、「沖縄振興開発特別措置法」に基づきそれまでの在宅治療制度や退所者・在宅患者への職業補導等は引き続き実施されている。そのため、一九九六年（平成八年）のらい予防法廃止後、沖縄県では「法廃止の状態が長く続いて来た」と述べられることになる¹²⁾。

宮古南静園の歴史については、『宮古南静園三十周年記念誌』と『同開園五十周年記念誌』を参考にして事前学習を行った上で、夏期休暇期間中に宿泊研修を行い、同園から熊本訴訟に参加している原告の方から提訴に至る経緯等について説明を受けるなどしている。

二 上記の沖縄愛楽園の歩みを振り返ると本土の国立療養所のそれとは異なる幾つかの点を理解することができる。それは第一に、愛楽園は患者自らの手により(二回にわたり)作られた療養所であることであり、第二に、沖縄戦を経て米軍(民)政府のハンセン病対策下におかれたことであり、第三に、一九六一年以降は在宅治療制度が導入され、「らい予防法(新法)」に基づく絶対的強制隔離の法制度は具体化されなかったことである。訴訟との関連ではこの第三点目が特に重要であり、熊本・東京の両訴訟の訴状でも、沖縄地域は強制隔離政策を否定する国際的傾向に従っていたとして紹介され、施政権返還後は被告の絶対的強制隔離政策の例外であると位置づけられている。そのため、学生たちは、見えにくい差別を理解しようとして愛楽園の歴史を見た後で、再び沖縄地域には「日本国憲法下最大の人権侵害」と言われるべき状態は存在しなかったのではないかと、という疑問を抱くことになる。一九九九年一〇月の時点で、沖縄愛楽園からの提訴者がいないため、それは結局は愛楽園のこのような事情と関連があるのではないかと想像され、ハンセン病国賠訴訟と愛楽園(の入所者ら)を結びつけることが困難になったのである¹³⁾。

しかし、このような疑問が生じることは予想されたことであつたので、これに何からの回答を与えていく作業が必要であつた。そこで、同訴訟を素材とした模擬裁判を沖縄愛楽園で実施することを当初から大きな目標として掲げていた。模擬裁判を実施する目的の一つは、法学を専攻する学生がハンセン病国賠訴訟のあらましを愛楽園の入所者及び職員に紹介することであり、もう一つの大きな目的は、学生たちにとっていわば訴訟が自分たちと愛楽園を結ぶパイプとなり、模擬裁判の準備のために愛楽園を訪れる機会が作られることである。実際に学生たちは個別に愛楽園を度々訪れている。あるときは入所者らの居宅に招かれ、また食事をとるために外出をとにし、またあるときは何方からも話を聞くことができずに帰ってくることもあつたようである。このような中

で気付くことあるいは考えることが、模擬裁判の形態をとって表現されるであろう。そのときに私たちが何を学び得たのかを正しく伝えることができれば、見えにくい「壁」を越え得たという実感をもつことができるのではないかと考えたのである。模擬裁判の内容については、そのために用意された「訴状」、「答弁書」、証人調べのシナリオ及び「和解に当たっての裁判所の所見」を資料として掲載している。これらの基本におかれた考え方は次の通りである。

三 被告のハンセン病政策はハンセン病患者を療養所に隔離収容し、断種・墮胎を行い、社会から患者を一掃する患者撲滅政策であった。患者の隔離収容と断種・墮胎は、被告のハンセン病政策の本質をもつともよくあらわすものであり、被告はこれら個々の政策を通して、ハンセン病患者・元患者を組織的、集団的に差別した。被告の行為の最大の違法性はこの差別性にある。

隔離収容と断種・墮胎が被告により加えられたハンセン病患者に対する集団的差別行為をもつとも具体的によく象徴する、というのは、この二つがハンセン病は感染症であるという一八七三年以来の医学的知見に基づくものであるからである。伝統的にハンセン病は遺伝病であるとして恐れられ、患者は多くの場合社会的に排除されていた。それがあらためて感染症として——しかし医学的根拠を欠いて——隔離収容と断種・墮胎の対象となり、差別や偏見が助長されたのである。ハンセン病患者の優生手術について旧優生保護法三条一項三号は、「本人又は配偶者が、らい疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れ」のあるときに可能であるとしていた。良質の遺伝形質を保つための法律の中に、この条項は、感染による「不良の」子孫を排除するためとして、紛れ込んでいたのである。ハンセン病は遺伝病ではなく感染症であるという知識がこのように巧みに旧来の差別を助長して、

患者排除の理由となる、これは好例である。そしてこの隔離収容と断種・墮胎は、医学的に不合理であるばかりでなく、法的にも論理の転倒した、合理性を欠いたものであった。感染症対策において目的とされる公衆衛生の向上および増進は、患者の排除によりもたらされるのではなく、患者一人一人のよりよき治療のために要求されている、というのが法の構造であるというべきであるからである。

被告はハンセン病は感染症であるという理解に基づいてハンセン病患者・元患者に対し差別的行為を加えてきた。この被害の現実を見ることが「見えない壁」を越えて行くことである。この点について、熊本訴訟では、弁護団により、原告らは隔離政策の継続により「社会内で平穏に生活する権利」を奪われており、これは時間の経過とともに拡大累積する損害である、と整理されている。内容的には異ならないと思われるが、これを私たちは憲法一四条一項に違反する集団的な差別が存在している状態であると理解している。この差別を被告のハンセン病隔離政策が引き起こしたのであり、ここにもっとも大きな法的責任を見ようとしている。模擬裁判では、この点を少しでも表現しようとして証人として原告の家族を登場させた。また一例として、学校の検診でハンセン病に罹患していると診断された生徒が校内アナウンスで呼び出されるといふプライバシー侵害を差別的全体構造を示す重要な事実であると位置づけている。

注

(1) 法セミ・徳田靖之「一九九八」二〇頁。

(2) 犀川「一九九九」一九〇頁より。

(3) この経緯については青木恵哉「一九七二」に詳しい。

- (4) 月刊沖繩社『アメリカの沖繩統治関係法規総覧Ⅳ』(一九八三年)九三頁。
- (5) 同上
- (6) 同上五九四頁。
- (7) 同上『I』(一九八三年)三七二頁。
- (8) 同上三九一頁。軍政府特別布告第三二号により、らい患者隠匿等の禁止に関する特別布告第一三号第七條、らい療養所への立入禁止に関する同第八條、及び罰則に関する同第九條が削除されている。
- (9) 同上四六〇頁。
- (10) 琉球政府立法院公報号外(一九五六年一〇月二三日)
- (11) 月刊沖繩社『前掲書Ⅲ』(一九八三年)一四七頁。
- (12) 全療協ニュース第827(一九九九年一月一日)三頁。
- (13) 模擬裁判実施後の二月一六日に熊本地裁への第七次提訴が行われ、八二名が提訴に加わり、提訴者数は二四五名となった(なお東京地裁への四七名の提訴者及び岡山地裁への一一名の提訴者をあわせると全国の「ハンセン病国賠訴訟」の原告は三〇三名となっている)。沖繩からの第七次提訴者数は、沖繩愛楽園入所者及び退所者を含む六四名であった。

三 模擬裁判の諸資料

以下の資料は、沖縄愛楽園での模擬裁判のために準備されたものである。熊本、東京の訴訟が土台におかれているが、原告を愛楽園入所者らとするなど、変更点も多く含まれている。また二時間を超えてはいけないという時間の制約があり、作成中に削除と簡略化を繰り返したため、本来盛り込まれるべき多くのことが欠落してしまっている(例えば大風子油治療、懲戒検束規定について等)。作成にあたっては、熊本訴訟の原告弁護士団に参加されている沖縄在任の弁護士の方々から助言を受けながら、演習受講者が共同して作業をすすめたが、内容上の責任は森川にある。模擬裁判は一月二六日に「琉大生によるハンセン病裁判劇」(沖縄愛楽園自治会・九州弁護士連合会人権委員会・琉球大学法文学部総合社会システム学科法学専攻課程共催)として実施された。

【訴状】

請求の趣旨

第一項 被告は愛楽園入所者ら原告に対し、それぞれ金一億一千五百万円を支払え。

第二項 被告は愛楽園入所者ら原告に対し、沖縄タイムス、琉球新報に謝罪文を掲載せよ。

第三項 訴訟費用は被告国の負担とする。

との判決を求める。並びに、第一項につき、第一審判決後直ちに賠償金の支払いを命ずる仮執行宣言を求める。

なお、原告らは、本件訴訟において、HIV訴訟に倣い、原告番号による「匿名裁判」を希望する。原告らの個人情報は一切公表されるべきではない。

請求の原因

はじめに

国立ハンセン病療養所沖繩愛楽園は、一九三五年一二月、青木忠哉、大城平永らの手により、この「選ばれた島」、屋我地の大堂原（うちどうげん）に、その礎を築かれた。青木らの苦難の道のりは、一九三二年の嵐山事件、一九三五年の屋部の焼き討ち事件が示すように、ハンセン病に対する社会の無知、差別、偏見との闘いの歴史であった。

ハンセン病患者の人権は軽視され続けた。一九九六年、被告国はついに「らい予防法」を廃止する。しかし、社会の差別・偏見は現在に至っても、消えていない。糸満市摩文仁の丘の「平和の礎」には、沖繩戦の犠牲となつた愛楽園入所者の名前は刻銘されていない。ハンセン病療養所での死亡の事実は、現在も社会的に公にすることができない隠された事実である。

本件訴訟は、一、ハンセン病患者の隔離收容政策は違法であること、二、ハンセン病患者が数々の人権侵害を受けたことを明らかにする。そして、被告国が原告らに対し、組織的、集団的な差別を加えたことを立証する。

第一 隔離收容政策が違法であること

一 ハンセン病は慢性の感染症の一種である。しかし、感染力と発病力は、非常に弱い。それゆえ、ハンセン

病患者の隔離収容は、そもそも必要なかったのである。

二 またハンセン病は、画期的な治療薬であるプロミン以後、たとえ発病しても適切な治療により、治る病気となった。したがって、ハンセン病患者・元患者を現在に至るまで愛楽園に隔離収容し続けなければならない医学的必要性は全くなかった。原告、愛楽園入所者らには、それぞれの出身地で、個別に在宅治療および後遺症治療を受ける道が早期に模索されるべきであった。

三 仮に、初期の愛楽園が、ハンセン病患者に対する、いわれなき社会的迫害から逃れるための、患者救済の唯一の場所であったとしても、少なくとも国立に移管後の愛楽園は、医療を受けるための療養所ではなく、ハンセン病患者を隔離して、撲滅するための収容所であった。この点については、沖縄戦中の原告らの体験に基づき立証する予定である。

第二 人権侵害の事実

原告らは被告国の差別的なハンセン病政策のために様々な人権侵害を被っている。本件では次の三つの人権侵害の事実だけを例にあげて、これを立証する。

一 患者であることのプライバシー侵害

ハンセン病患者の調査のために、各学校で「清潔検査」「定期検診」を行っていた。

ハンセン病患者に対する差別・偏見が激しい中、本来、誰が患者であるかは、極秘に扱われるべきであった。しかし、校内アナウンスによる呼び出しなどにより、患者であることを知られ、そのためにいじめられ、嫌がられ、学校を辞めざるを得ない者も多かった。これはプライバシー侵害である。

二 断種手術・墮胎

園内において、結婚するための断種は、強制ではないとされていた。しかし、園内での出産は認められておらず、妻が妊娠すれば堕胎しないといけないし、無事に出産することができても、結局、殺される可能性があった。生をうけた子どもを殺すことはできないという思いから、妊娠の可能性を避けるため、自ら断種の手術を受ける者もいた。これは強制に他ならない。

三 衛生兵による強制入所

原告らの中には、巡査や衛生兵の催促によって入所した者も少なくない。衛生兵は、有無を言わず患者をトラックに乗せた。患者らは自由を奪われ、見せ物にされる底知れない屈辱感を感じながら、愛楽園へと連れられて行った。

第三 被告国の責任

以上のように、被告国のハンセン病患者隔離収容政策は、医学的に見て明らかに間違っていた。また被告国は、ハンセン病患者・元患者に「社会に疫病をまき散らす危険な存在」との烙印を押し、原告らに対して数々の人権侵害を加えた。その結果、ハンセン病患者・元患者は、社会から隔離された生活を余儀なくされたのである。被告国は、「らい予防法」を速やかに廃止して、愛楽園に入所する原告らと、すでに社会復帰し社会の中でひっそりと生活する者の苦しみを取り除く法的義務があった。しかし、被告国は対策を行わなかった。

以上の事実を、永久不可侵の基本的な人権を保障する憲法第一条、幸福追求権を保障する憲法一三条、差別を否定する憲法一四條、健康で文化的な生活を保障する憲法二五條などの憲法の諸条項に違反するものである。

原告らは、これらの憲法違反について、国家賠償法四條、民法七二三條により、名誉回復の謝罪文を求める権

利があるとともに、これまで被告国が与え続けてきた損害について、国家賠償法一条一項により、損害賠償を請求する権利がある。

第四 まとめ

私たち法律家は、「日本国憲法下最大の人権侵害」である被告国のハンセン病政策を半世紀を超えて許してきたことについて、自らの怠慢を恥じ入らなければならない。私たち原告代理人は、自らの責任を感じつつ、本件訴訟に取り組んでいる。

同じ法曹としての責任が問われている、という意味では、裁判官も被告の指定代理人も全く同様である。

現在も、ハンセン病患者・元患者の人権を様々な形で侵害する社会的差別は、強固に存在している。被告国は、何よりもこの社会的差別の責任を虚心に認めて、原告らに対し心から謝罪しなければならない。

【答弁書】

請求の趣旨に対する答弁

- 一 原告らの請求をすべて棄却する。
 - 二 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

なお、原告らから本件訴訟を「匿名裁判」とする希望が出されたが、これについては異論はない。

請求の原因に対する認否と被告の主張

はじめに

まず、原告らの主張は、要件事実の主張というよりは、単なる感情論が多く含まれている。被告は、これらについては答弁をする必要がないので、認否を留保する。

第一 隔離収容政策の是非について

一 ハンセン病の感染力と発病力が弱いことは、原告の指摘する通りであり、現在の正しい医学的知見であることを認める。しかし、昭和二八年の「らい予防法」制定時においても、ハンセン病の感染経路は不明であり、他人に感染する可能性のある恐ろしい疾病であると考えられていた。ハンセン病患者の隔離収容は不要であるとの認識が一般的になったのは、WHOが多剤併用療法を提唱した昭和五六年以後にすぎない。

二 原告らは、プロミンの効果を過大評価している。ハンセン病はプロミン以後、「治る時代」ではなく、「治りうる時代」を迎えたにすぎない。プロミンは治療方法が煩雑なため、療養所への入所が必要だった。また、現在の原告ら「元患者」の後遺症治療のためにも愛楽園入所が必要である。

三 以上から、患者の隔離政策は決して間違いではなかった。その上、愛楽園はそもそも患者の手で設立し、初期においては自ら集合したもので、隔離ではなかった。なお、愛楽園の国立への移管は患者撲滅のためであっ

たという点に関する、沖縄戦中の愛楽園についての原告らの主張は、半世紀以上も前の話であり、すでに時効である。したがって被告に何ら責任はない。

第二 人権侵害の事実について

原告は三つの人権侵害の事例を上げていた。

一 プライバシー侵害について

原告らは、「清潔検査」や「定期検診」において患者としてのプライバシーが守られなかったことを主張した。しかし、それは各学校の問題であり、被告の関知するところではない。

二 断種・墮胎手術について

原告らは、断種・墮胎手術は強制されたと主張した。しかし、旧優生保護法には「強制する」という文言はない。原告らは、「生まれてくる子のことを思うと、断種・墮胎する以外になかった」と主張したが、愛楽園でも出産の例があり、原告らの主張は感情論であり、誇張である。

三 強制入所について

原告らは、巡查や衛生兵による入所通知について述べた。しかし、入所通知の事実は認めるが、それは取締りではなく、あくまで公衆衛生行政上の職務行為であった。したがって、それは違法行為ではなく、被告に責任はない。

第三 被告の主張

国家賠償法一条一項は、国又は地方公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、違法に国民に損害を加えたときに、国又は地方公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである。本件の争点は、被告の隔離收容政策が、違法に原告らに損害を与えたか否かである。

原告らは、憲法違反を主張している。しかし、ハンセン病患者の隔離政策は、昭和五六年の多剤併用療法まで、合憲である。なぜなら、ハンセン病政策は、患者の利益とハンセン病のまん延防止の利益とを比較衡量して行われており、感染の危険性があれば、患者を隔離し、子孫への伝染予防のため同意を得て断種することが、憲法一条の公共の福祉であるからである。昭和五六年以後、被告は、原告ら「元患者」に対し、何ら人権侵害を行っていない。

ハンセン病患者・元患者に対する、社会における差別や偏見は、被告が創ったものではない。それどころか被告は、「らい予防法」廃止以前から、療養所入所者の社会復帰のための社会訓練支援、退所準備等支援などを行っており、また「らいを正しく理解する週間」などももうけ、ハンセン病を危険視しないようにと啓蒙活動を展開している。差別や偏見の改善は国民全体の責務であり、国が責を負うものではない。

結局、被告は、原告らの主張する隔離收容や人権侵害について、責任があるとは言えない。原告らの請求はいずれも理由がなく、よって被告に損害賠償を支払う法的責任はない。

なお、原告らは、一九九六年に新たに制定された「らい予防法の廃止に関する法律」により、引き続き平穏な余生を約束されている。したがって、あえて本件訴訟を提起する必要はなかったものと思料する。

【証人調べ】

一 医師

1 原告代理人

では代理人の田中から質問を始めます。この先生が作られた履歴書によりますと、先生は一九七一年に愛楽園の園長になられ、以後一六年間、愛楽園の園長をされて、現在は、沖縄県ハセン病予防協会の那覇診療所でハンセン病の診療をしておられますね。

証人

はい、そうです。

2 原告代理人

先生が愛楽園の園長に就任される前ですが、一九六五年にWHOの西太平洋ハンセン病専門官として、台湾をはじめとする東南アジアのハンセン病政策に関与しておられたのですね。

証人

はい、その通りです。

3 原告代理人

そうしますと、ハンセン病についてはもちろん、愛楽園のことも、またハンセン病の外来治療の国際的な傾向についても、よくご存じであるということですね。

証人

長年そのような仕事に携わってききましたから、まあそのように言えますね。

4 原告代理人

では、ハンセン病について、基礎的なところをお尋ねします。まず、ハンセン病とは、どのような病気ですか。

証人

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる慢性的細菌感染症の一つです。この病気は、感染力と発病力が弱く、もし人体にらい菌が侵入しても発病することは極めて稀な病気です。

5 原告代理人

いまハンセン病は、感染しにくく、発病もしにくい、と言われましたが、それでは、どのよ

うな場合に「ハンセン病になる」のですか。

証人

もう少し詳しく述べますと、ハンセン病の伝染力は、地域、時代によって大きな幅があります。つまりハンセン病は、原因菌の感染を受けた者の中から、一部の感受性のある者だけが、発病する疾患であり、感受性を持つ者の比率が高い集団では、伝染性が高くなり、逆に少ないと伝染性は弱くなります。そして社会経済状態が向上するとともに、感受性を持つ者は少なくなり、ついに伝染性が失われるに至ります。

6 原告代理人

つまり、こういうことですね。感染症のメカニズムという観点からすれば、菌の毒力が弱いために、感染した人の中で、菌との共存状態が生じて、発病しないことが多い。しかし、何らかの理由で、この平衡状態が崩れると、発病する。

証人

そういうことです。

7 原告代理人

そして社会経済状態が向上すると、発病する者は少なくなる、と言われましたが、日本では、いつ頃からそのような傾向がみられますか。

証人

一九〇〇年頃から、社会の近代化に伴い、発病の可能性のある感受性保持者が減少してしましました。

8 原告代理人

一九〇〇年頃といいますが、日本では、一九〇七年、明治四〇年に最初の「らい予防法」が制定されていますから、そのときにはすでに、ハンセン病は「強烈な伝染病」などではなかったのですね。

証人

そうです。日本におけるハンセン病は、大流行したことはありませんし、伝染病と言えるほ

どの伝染性はなかった、という方が正しいです。

9 原告代理人

証人

ハンセン病は、伝染病とは言えない程度の病気だったのでね。はい。

10 原告代理人

証人

では、らい予防法を制定し、患者を隔離する必要は、はじめから、なかったのではないですか。

証人

そうです。隔離する必要はありませんでした。

11 原告代理人

証人

次に、ハンセン病の感染源と感染経路についてお聞きします。かつては感染源と感染経路については、どのように考えられていましたか。

証人

一八七三年のハンセン博士によるらい菌の発見以来、感染源は患者であるという考え方が一般的でした。感染経路については、皮膚と皮膚の接触感染によるという説が有力でした。

12 原告代理人

証人

現在は、どのように考えられていますか。

現在でも、患者が感染源であるという考え方が主流ですが、患者が感染源となるのは未治療の場合に限られます。また患者以外にも感染源が存在する可能性があることが、疫学的事実から分かっています。感染経路については、上気道粘膜を介した空気感染説、つまり経上気道粘膜感染が定説です。

13 原告代理人

証人

患者以外にも感染源が存在する可能性があると言われましたが、その根拠となった疫学的事実は、どういったものでしょうか。

多くの患者について、ハンセン病患者との直接接触歴が証明されないということです。

- 14 原告代理人 証人
 では、その感染源とは、どのようなものですか。
 生活空間中に広く存在しています。
- 15 原告代理人 証人
 もし、おっしゃるように、患者以外にも感染源が存在するならば、患者を隔離しても、ハンセン病の予防にはつながらないのではないですか。
- 16 原告代理人 証人
 はい、そう思います。その意味でも、隔離政策には疑問があります。
 それでは、原告代理人の林から質問します。先生のお考えでは、ハンセン病患者の隔離政策は医学的根拠がなかったということですが、では一九〇七年以来の日本のハンセン病政策は、何を根拠にして、患者の隔離を行ってきたのでしょうか。
- 17 原告代理人 証人
 国辱論によるものと考えられるのではないのでしょうか。
 国辱論、国の恥という意味ですが、それは何ですか。
 当時の大国化をめざしていた政府は、ハンセン病患者を文明国日本の国辱と考えており、そのような観点から、ハンセン病患者を外国人の目に触れないように取り締まろうと考えていました。このような考えを国辱論といいます。
- 18 原告代理人 証人
 つまり、政府は、もっぱらハンセン病患者を公衆の面前から一掃するために、強制収容を行った、ということですか。
 はい、そう考えます。
- 19 原告代理人 証人
 先生が、そのようにお考えになっている根拠を上げて下さい。
 そもそもハンセン病対策として、施設入所をさせる場合には、治療や療養を目的とする入所

20 原告代理人

と、感染源を隔離する施設隔離の二つが考えられます。しかし、当時の療養所には、十分な治療設備はなく、患者のベット数も不足していたという事実からすれば、ハンセン病患者の救護というのは名目であったとしか思えません。

つまり、被告は、ハンセン病は恐ろしい伝染病であると宣伝して、患者を隔離収容したが、それは治療や療養のためではなく、国辱論のためだった、社会の目から覆い隠すためだった、ということですね。

証人

その通りです。

21 原告代理人

もう一つお聞きします。愛楽園には一九七一年まで、入所者を閉じ込めるための監房がありました。これは証人が園長になられて、取り壊したのですね。

証人

はい。療養所ですから、そのようなものは必要ないと考え、真っ先に取り壊しました。現在、准看護学校があるのはその跡地です。

22 原告代理人

それでは次に、ハンセン病の治療についてお聞きしますが、有効な治療法がみつかったのはいつ頃ですか。

証人

一九四三年に、プロミンがハンセン病に有効であることが発表され、以来この病気は治るものとなっております。

23 原告代理人

日本でプロミンが使用されるようになったのはいつ頃からですか。

証人

一九四七年頃からです。

24 原告代理人

その後、一九五一年には、日本らい学会でプロミンの効果は正式に確認されていますね。

証人

はい、そうです。

25 原告代理人

さらに一九五〇年代に、DDSという薬ができましたが、プロミンとの違いはどのような点にありましたか。

証人

プロミンは、ほぼ毎日の静脈注射が必要でしたので、入院治療が必要でしたが、DDSは内服薬ですので、外来で十分でした。

26 原告代理人

そうしますと、このような特効薬ができたわけですから、遅くともこの頃には隔離政策はまったく必要なくなり、外来治療、在宅治療に移行すべきだったのではないのでしょうか。

証人

そう思います。沖縄では一九五四年のダウル勧告で在宅治療の実施が説かれています。一日も早くこの実施が必要でした。

27 原告代理人

それが当時の国際的な傾向だったのですね。

証人

その通りです。

28 原告代理人

しかし、国は、プロミンやDDSでは再発が多かったということを問題視しており、そのために一九八〇年代に多剤併用療法が開発されるまでは、隔離は正しかったと主張しているんですが、証人はその点についてはどのような見解をお持ちですか。

証人

それは全く正しくありません。

29 原告代理人

どうしてですか。

証人

再発があれば、その段階で、再度、薬を投薬すればいいわけです。そのために、治った後もずっと隔離する必要は全くないわけです。

30 原告代理人

証人

治療に長期間かかったとしても、ずっと隔離する必要はまったくないのですね。その通りです。短期であれば、隔離が認められる場合も、もしかするとあるかもしれません。治療に長期間が必要であればあるほど、隔離してはいけません。

31 原告代理人

証人

最後にお尋ねしますが、国の間違った隔離政策が、ハンセン病「医療」に及ぼした影響が何かありますか。

隔離政策は、患者だけでなく、ハンセン病医療そのものを一般病院から隔離してしまいましたから、その結果、療養所の医療水準が、必然的に劣悪なものになってしまいました。ハンセン病医学の進歩を妨げたと言えます。

32 原告代理人

長い時間、どうもありがとうございました。

1 被告代理人

では、被告代理人の三島から質問させていただきます。先生は、隔離政策は有効でなかった、と先ほどから証言されていますが、ハンセン病の治療法がまだ確立していない時代のハンセン病医学会の考え方について、お尋ねします。先生は、長島愛生園で昭和一九年から昭和三五年まで勤務されましたが、その当時の愛生園の園長は光田健輔医師でしたね。

証人

昭和三二年に退官されるまで、光田先生が愛生園の園長でした。

2 被告代理人

証人

光田医師は日本のハンセン病病理学の第一人者であったと理解してよろしいですね。その通りです。

3 被告代理人

その光田医師が、「ハンセン病は強烈な伝染病」だから、「患者の隔離は必要だ」、と主張し

ていたのですね。

証人

そうですね。ですが、それが間違いであり、私たち医師は、深く反省しなければなりません。

4 被告代理人

先生のお気持ちは推察しますが、ですが、先生が隔離政策は間違いであったとおっしゃるのは、それは現代の医学的知見を前提にして、証言なきっている、そう理解してよろしいですね。

証人

はい、それは否定できません。

5 被告代理人

次に療養所の役割についてですが、先生は、「国辱論」について先ほど証言されましたが、もともと、療養所は患者さんが望んでいたものですし、療養所ができて、住所のない患者の救護がされました。初期の愛楽園入所者のように、自分から来た人もいます。こういう事実について、先生は、どうお考えですか。

証人

確かにそんな事実もあるのですが、それが全てではないのです。無らい県運動にみられるように国家権力による強制的な隔離収容が行われました。沖繩でも、沖繩戦を前にして日本軍が在野患者を一斉検診したときは、明らかに強制収容が行われました。

6 被告代理人

ですが、療養所で、世間の差別迫害から逃れ、救われた人もいます。患者さんには療養所のような環境が必要だったのではありませんか。

証人

それは、治療法が確立していない時代は、ハンセン病の症状は悲惨でしたし、慢性に経過するので救護が必要でした。しかし、人權の視点が欠けていました。それが大きな誤りです。

7 被告代理人

証人

患者さんの救護の必要性はあったと思います。患者さんの救護の必要性はあったと思えます。

8 被告代理人 分かりました。質問は以上です。

1 裁判官B では、最初に右陪席の松本から質問します。ハンセン病の感染経路についてですが、証人は、

空気感染説が現在の通説であると証言しましたが、空気感染ということですと、感染の恐怖と
 いうのが一般に強くなりませんか。

証人 そうではありません。空気感染というのは風邪の場合もそうです。ハンセン病に関して言え

ば、社会の生活環境が向上するにつれて、菌の感染力は、すでに失われていたと考えられるわ
 けです。

2 裁判官A では、私からも幾つか質問します。まず、現在の愛楽園の施設規模、人員について述べて下
 さい。

証人 施設は総合病院に準じたものです。人員は、医師一三名、看護士が常勤七八名、臨時が六名
 です。入所者数は、男二七七名、女一九七名、あわせて四七四名です。

3 裁判官A 現在もハンセン病の治療は行われていますか。

証人 ほとんど全くと言ってよいほど行われていません。現在は後遺症治療と、ごく通常の高齢化
 に伴う様々な病気を診えています。

4 裁判官A 現状の愛楽園の医療設備は十分なものですか。

証人 現状では、出向の医師も多く、入所者への理解、配慮の点で十分とは言えないかもしれませ
 ん。何より、入所者は、今後の入所者数の減少を理由に、療養所の統廃合や運営水準の切り下

げを懸念しています。また、仮に退所したとしても、療養所外の一般病院では退所者に対しての十分な対応を期待できないのが現実です。ですから、療養所の運営・存続について法的な保障と、通院・在宅医療のための医療体制の整備が必要です。

二 家族（原告番号三〇二の妹）

1 原告代理人 代理人の薬師からお尋ねします。まずあなたと原告との関係についてお聞きします。原告番

号三〇二番はあなたのお兄さんにあたりますね。

証人 はい、そうです。

2 原告代理人 あなたは、今、おいくつでしょうか。

証人 今年で五四歳になります。

3 原告代理人 お兄さんが愛楽園に入所したとき、あなたは一〇歳で、お兄さんは一四歳でしたね。

証人 はい。

4 原告代理人 これから、ハンセン病の差別の原因が、被告の誤った隔離政策にあることを明らかにするた

めに、いくつか質問をしますので、お答え下さい。

証人 はい、分かりました。

5 原告代理人 では、まず原告であるお兄さんのことからお聞きします。あなたのお兄さんがハンセン病だ

と分かったのはいつのことですか。

証人 兄が中学二年だった一九五五年に、学校で行われた定期検診で、ハンセン病の疑いがあると

6 原告代理人

証人

され、その後、総合病院で診断した結果、ハンセン病であると分かりました。その結果、学校でどうになりましたか。

兄は、検診の後に校内アナウンスで呼び出されたために、学校のみんなにハンセン病であることが知られて、友達から仲間はずれにされました。学校からも、しばらく学校に来なくてもよいといわれ、数日後には、兄の使っていた机と椅子が運動場で焼かれてしまいました。

7 原告代理人

証人

学校でそのようなことがあったのですか……。その後、お兄さんは愛楽園に入園しましたが、お兄さんは愛楽園に行くことについて、どう感じていましたか。

兄は、「ナンブチー、ナンブチー」と言われて、早く愛楽園に行くようにヤジを飛ばされていましたが、私たち家族は母と三人暮らしでしたので、兄は私たちを残して愛楽園に行くことのために感じていました。母も同じ気持ちでした。けれど、結局、兄は私たちに肩身の狭い思いをさせないようにと、荷物も持たずにひとりで愛楽園に行きました。

8 原告代理人

証人

お兄さんは、あなたたちに病気を感染させないように、愛楽園に行ったのですか。そうではないと思います。兄も、自分がどうしてハンセン病になったのか分からないと今でも言っています。私も兄から病気が移るという実感はありませんでした。

9 原告代理人

証人

その後、お兄さんとは連絡をとることができなかったのですね。はい、だいぶ後で知りましたが、兄は愛楽園では、園名を使っていて、私たちと違う姓になっていると聞いて、それがとても悲しかったのを覚えています。

10 原告代理人

お兄さんはあなたたち家族に肩身の狭い思いをさせないように、愛楽園へ行ったとおっしゃ

16 原告代理人 つまり、ご家族もたいへんな思いをするほどに、ハンセン病について、誤解や偏見、差別が

激しかったのですね。

証人 はい、そう思います。

17 原告代理人 それを被告は何もせず、放置したのですね。

証人 はい。

18 原告代理人 被告は放置しただけでなく、全く必要もないのに、学校でお兄さんの机や椅子が焼かれるこ
とに協力して、差別や偏見をいっそう大きくしたのですね。

証人 はい。

19 原告代理人 もし、国が、ハンセン病患者の隔離収容ではなく、きちんとした対策を採り、ハンセン病に
関する正しい知識を周知徹底させていたら、そのようなことにはならなかったと考えますか。

証人 はい、そう思います。

20 原告代理人 では、最後にお尋ねします。今日、あなたが、ハンセン病の元患者のご家族の立場で、こう
いう証人に立たれるにあたっては、いろいろと悩まれたんではないかと思いますが、証人とし
て証言を引き受けられたのは、どういうお気持ちですか。

証人 今まで、兄がハンセン病だということは、主人や子ども達にも隠しておりましたので、今日

ここで証言することにはいくらか不安がありました。しかし、今日、私が証言することにより、
少しでも世間の皆さんがハンセン病に関して関心を持ち、正しい理解につながるきっかけとなっ
たらいいと思いました。現在も差別は残っています。このような同じ過ちは決して繰り返して

21 原告代理人
 はならないと思います、証言しようと思いましたが、
 ありがとうございます。以上です。

1 被告代理人
 証人
 それでは、あなたに、これから幾つか質問をしますが、思ったことを正直にお答え下さい。
 はい。

2 被告代理人
 証人
 では、まずはじめに、原告番号三〇二番、あなたのお兄さんが、ハンセン病になられたとき、
 あなたはハンセン病をどのように理解していましたか。

3 被告代理人
 証人
 怖い病気だと思っていました。
 あなたの部落では、不治の病で手足や顔が変形する、恐ろしい伝染病だと考えられていませ
 んでしたか。

4 被告代理人
 証人
 そうだったように思います。

それは昔から、そのように考えられていましたね。

証人
 はい。

5 被告代理人
 証人
 では、あなた方のハンセン病に関する考え、つまり差別ということですが、それは、もとも
 と、あったものと言えますね。

6 被告代理人
 証人
 おそらく、そうです。そうかもしれませんが、学校で兄の机を焼いたりする必要はなかった
 んです。

んー、いいですか。ハンセン病は二千年もの間「不治の病」とされ、「治りうる病気」となっ

7 被告代理人 証人

それから、ただか五十年です。そのため、どんなに最善の啓蒙活動を行っても、世間の根深い差別や偏見は、短期間で容易に取り除けるものではありません。証人もそれは理解できますね。そういう考え方もあるかもしれません。

以上で反対尋問を終わります。

1 原告代理人

最後に一つだけ質問します。被告は、先ほど最善の啓蒙活動を行ってきたように述べましたが、被告は、証人のようなご家族が受けた被害に対して、何も償いをしていませんね。

証人

はい、何もしていません。私は、今日ここで証言をして、国が、この裁判で責任を認めることが、差別は間違いだと証明することだと思えます。

1 裁判官C

では、まず左陪席の竹田からお聞きします。証人は、お兄さんである原告三〇二番が愛楽園に入所することには反対であったのですね。

証人

はい、先ほど申しましたが、私たちは母と兄と三人で暮らしていましたので、たとえ兄が病氣だったとしてもずっと一緒に暮らしていたと思います。

2 裁判官C

お兄さんが入所するのは昭和三〇年ということですが、その当時ですと、愛楽園で適切な治療を受けた方がいい、とは考えなかったのですか。

証人

当時は、私はまだ一〇歳でしたので、ただ兄と離れて暮らすことが辛かったという理由だけで、兄が愛楽園に入所することに反対でした。私は医学的なことはよく分かりませんが、後で、

兄が入所したすぐ後に沖繩では在宅治療が可能になったと聞きました。国際的にも、在宅治療が一般的だったようなので、兄も可能なら在宅治療をしてほしかったです。

3 裁判官A

それでは確認したいことがありますので、お答え下さい。原告側からの質問にありましたが、証人は、あなたが証言することによって社会のハンセン病の偏見や誤解をなくすことができれば、と考え、証言をお引き受けになったのですね。

証人 はい。

4 裁判官A

では、観点を变えてお聞きしたいのですが、原告らの訴訟提起については、ご家族の立場で、どのようなご意見をもっておられますか。

証人

一億円という賠償金に最初は驚きました。けれど、賠償金をもらうことによって、兄の人生が取り戻されるわけではありません。原告のみなさんは、私たち家族に対して負い目を感じないでほしいです。私たち家族も、兄の病気のためにしんどい思いをしましたが、一番辛い思いをしたのは兄だと思えます。だから、もしこの裁判で賠償金をもらうことができても、兄が役立ってくれればいいと思えます。

5 裁判官A

仮にあなたのお兄さんが社会復帰する場合ですが、ご家族として同居はできますか。

証人 それは、兄の気持ちはまだ分かりませんが、夫とも話し合って、応援できることをしたいと思います。

思います。

三 原告番号二一〇(夫が断種手術を受けた社会復帰経験者)

1 原告代理人 代理人の林からお尋ねします。まず、自己紹介からお願いします。

本人

私は現在、屋我地にあります沖繩愛楽園で生活しております。昭和二年生まれで、七二才になります。主人が不当といえる断種手術を受けまして、そのことを証言するため、今日この場に立っております。

2 原告代理人

本人

私のこの手元の資料によると、あなたは一度社会復帰されていますよね。

はい。昭和三六年にですねえ、主人と一緒に社会復帰をしましたよ。一五年くらいかな、社会で生活しました。主人が昭和五三年に亡くなってね、それで、また園で生活することになりましたよ。

3 原告代理人

本人

ご主人とは園内でお知り合いになり、ご結婚されたということですが、それはいつですか。昭和二年の一〇月です。

4 原告代理人

本人

ご結婚されたときのことをお聞かせ下さい。

結婚したらね、夫婦療に移ったんですよ。夫婦療といってもね、茅葺きで、一棟を二組の夫婦で共有したんですよ。それは粗末でしたよ。それでもね、私はね、夫と一緒にいるだけで幸せだったんですよ。

5 原告代理人

本人

それでは、ご主人の断種手術についてお聞きします。まず、ご主人はどうして断種手術を受けることになったんですか。

本人

私が、夫の断種を知ったのはね、私をはじめて主人の下着を洗濯したときですよ。びっくり

6 原告代理人

本人

「ご主人に「断種手術を受けた」と告白されたとき、どんなお気持ちでしたか。」

私はいえ、主人と一緒に社会に出て、子どもを産んでね、家庭を築きたいと切に思っていました。主人から手術の話聞いたときは、ほんとに、もう信じられませんでした。もう一生、子どもを持つことができないんですよ。真つ暗な気持ちになりましたよ。主人が悪いわけではないんですよ、主人を責めたりもしましたよ。とにかく悲しみでいっぱいでした。

7 原告代理人

本人

「ご主人はどんなお気持ちだったのでしょうか。」

そうですね、主人は無口な人だったのでね、あまりそういったことを私に話したりはしませんでしたよ。けれど、「おまえが妊娠したら、強制墮胎をさせられるから、そんな辛い思いをさせたくない」と言ってくれましたよ。嬉しかったですよ。

8 原告代理人

本人

「断種手術は、結婚の条件だったのですか。」

はい。

9 原告代理人

本人

「では、断種手術を拒否することはできなかったのでしょうか。」

夫婦療に入ることを認めてもらうには、断種手術を受けるしか方法はありませんでした。仮

に断種手術を拒否できたとして、私が妊娠したとしても、子どもを産み育てることはできないわけですね……。

10 原告代理人

強制堕胎をさせられると。

本人

はい。

11 原告代理人

被告は、ハンセン病は遺伝病ではないのに、子孫への伝染防止の観点から、断種や堕胎を行うのは合理的だったと主張しています。これは明らかな間違いだと思いませんか。

本人

はい。国はハンセン病患者に子どもを産ませたくなかっただけです。

12 原告代理人

しかも、被告は強制的に断種や堕胎を行ったのですね。

本人

はい、そうです。

13 原告代理人

だからあなたは、被告にその法的責任を認めさせるために、今、法廷にいるのですね。そうです。被告は私の証言をしっかりと聴きとめて欲しいです。

14 原告代理人

では、お聞きします。あなたとあなたのご主人は被告によって大きな苦痛を受けたわけですが、被告に対して、どういったお気持ちですか。

本人

私にはもう親族はありません。それを寂しく思いますよ。子や孫がいたらどれだけ幸せだろうかとも思っていますよ。被告に奪われたものはあまりにも大きすぎると思っています。

被告は私に謝ってから、尋問をしてほしいです。

1 被告代理人

では、お尋ねします。質問に答えて下されば結構です。あなたは断種手術は強制であったと

本人

証言しましたが、手元の資料によると、愛楽園においては、男性七名女性一名が優生手術を拒否し行っていないという統計が出ています。このことはご存じでしたか。

それは、ジャルマ島へ渡った夫婦のことでしょう。そこで女の子を出産した人の話を聞いたことはありますよ。でも、それは、ジャルマ島へ逃げたからこそ子どもを産むことができたんです。

2 被告代理人

いいですか。あなたは強制ということの意味が分かっています。ご主人は断種手術を拒否せず、それに同意したので、手術を受けたんですよ。これは強制ではないのですか。

本人

主人も私も断種手術を望んでいなかったんですよ。望んでいないのに手術させられて、それが強制でないなら、何と申うんですか。

3 被告代理人

いいですか。現に断種手術を拒否した方がおられたということは、手術を受けなくても他に方法があつた、ということになりませんか。

原告代理人

異議があります。被告の代理人は証人を威圧しています。そうですね。被告代理人は、別の質問をして下さい。

裁判官

4 被告代理人

そうしましょう。当時の医学的知見によると、ハンセン病患者による出産は、母体を悪化させ、乳幼児へ高い確率で感染させます。この事実を知っていましたか。

本人

乳幼児への感染の可能性は知っていますよ。けれども、その感染率が高いというのは間違いですよ。ハンセン病は遺伝病ではないんですよ。夫が断種手術をしたときも、それは明らかでした。

5 被告代理人

それでは質問します。母親の気持ちで答えて下さい。あなたは自分の子にも同じ病気であつてほしいですか。

本人

いいえ。

6 被告代理人

そうですね。当然です。ではもし、乳幼児への感染率の高さを当時すでに知っていて、堕胎・断種が行われていなければ、あなたは子どもをもうけましたか。

本人

はい。ハンセン病は治る病気ですから。

7 被告代理人

本人

自分と同じ境遇に立たせても構わないということですか。
先ほども言ったけどね、ハンセン病は遺伝病ではないんですよ。あなたがおっしゃるようなハンセン病に対する間違つた認識が主人を断種手術させるに至らせたのではないんですか。

8 被告代理人

本人

質問に対する答えになっていません。あなたの意見の表明は結構です。もう一度お聞きします。ハンセン病患者に対する断種・堕胎手術は、これから産まれてくる子どもを思う親の気持ちでなされた、とは考えられませんか。

本人

あなたは分かっています。子を思う親がね、子を殺す親がどこにいるんですか。子どもは産まれてくる権利がありますよ。

9 被告代理人

質問は終わりです。

1 原告代理人

一九九六年三月にらい予防法が廃止されるとき、当時の厚生大臣が、「優生手術を受けた患者の方々が、多大なる身体的・精神的苦痛を受けたことは、まことに遺憾である」と謝罪して

います。しかし、どうですか。今日の被告代理人のこの態度からは、そのような謝罪と反省の意志は、まったく感じられないのではないですか。

本人 感じられませんね。

2 原告代理人 このような被告の態度に、原告は怒りを抱かざるを得ないのですね。

本人 はい。主人の断種手術からもう随分経ちますよ。でもね、ああいった態度では許すことはできませんよ。

1 被告代理人 一つだけお答え下さい。あなたは、一度社会復帰し、ご自身の意志で再入所して、今、愛染

園で生活していますが、国からの給付金は月額で幾らですか。

本人 何が言いたいんですか。

2 被告代理人 現在、国からの給付金を受けていますね。それは幾らですか。

本人 それは当然のお金ではないんですか。

3 被告代理人 それはお幾らですか。

本人 八万円ほどです。

1 裁判官C それでは、質問をします。あなたのご主人が断種手術を受けたのは、ご結婚をする昭和二二

年一〇月の前ですね。

本人 はい。

2 裁判官C

では、戦後間もなく断種手術を受けたことになりましたが、手術の方法はどうでしたか。ご主人から何か聞いていますか。

本人

主人は、アメリカ軍の大勢見ている前で、手術された、と言っていましたよ。麻酔もね、されなかった、と言っていました。

3 裁判官C

手術をしたのは、日本の医者ですか、アメリカの医者ですか。

本人

私にはちょっと分かりません。

4 裁判官B

あなたのご主人が断種手術を受けたのは五〇年以上も前ですが、あなたには子どもさんもないので、今もそのことで寂しい思いをしている、ということがあなたのおっしゃりたいことだと考えていいですか。

本人

はい。私は一度、主人と一緒に社会復帰しておりますが、やはりそのときもねえ、子どもがいなことをほんとに寂しく思いましたよ。私は主人が亡くなったのをきっかけに、園に帰ってきたわけですけれども、子や孫と一緒にいたのなら、園には戻りませんでしたよ。私は自分に一人も身寄りのないことをね、とても寂しく思っています。断種手術は、私たちから子や孫を奪ったばかりでなく、社会で生活する可能性をも奪ったんです。

5 裁判官A

いまさきほど、社会復帰の話をして下さりましたが、そのことについてお聞きしたいのですが、どうして、あなたは退園を望みましたか？

- 6 裁判官A
本人
一九四九年にプロミン注射が始まってね、それから退園を考えましたよ。沖縄はハンセン病の多いところで、園の中も定員一杯でね、何百人も社会復帰しましたよ
退園してからの生活について、少し話してくれますか。
決して楽ではありませんでしたよ。主人と協力してあまり資金のかからない食品製造をはじめたんです。保健所に主人を知っている人がいてね、保健所の許可をとるのがたいへんでしたよ。それにね、製品を作るのに、二人ともはじめてなんでね、量の加減が分からないんですよ。製品を店に入れて行きますしても、どこも受け入れてもらえませんでしたよ。一難去ってまた一難でした。夜に製品を焼いて、昼は国頭村の小さな店までもね、一軒一軒回りましたよ。
- 7 裁判官A
本人
ご主人が亡くなるまで、そのお仕事を続けられたのですね。
はい。製品に薬草のウコンを入れてね、美味しいといってもらいましたよ。
- 8 裁判官A
本人
退園は、良かったということですか。
はい、苦勞もりましたが……
- 9 裁判官A
本人
その苦勞というのは、……さきほど食品製造の許可証をとるのが難しかったとおっしゃりましたが、それはハンセン病に対する偏見があったということですか。
はい。ハンセン病に対する差別や偏見はね、昔と同じでしたよ。愛楽園にいましたことは、誰にも言えませんでした。
- 10 裁判官A
本人
そうですね。現在の被告の社会復帰支援策について何かご意見をお持ちですか？
あまり詳しく知りませんが、私の知人は、二五〇万円の支援金では仕事はできないと言っ

ていますよ。私も自分の経験からそう思います。社会復帰する人にも、園の人と同じだけの生活保障をする必要があると思いますよ。差別をする理由はありませんからね。

四 原告番号三三九(戦前に愛楽園へ強制収容された)

1 原告代理人 これからあなたに戦前の強制収容の話と戦後の愛楽園での話をお聞きます。できるだけ、

正確にはつきりとお答え下さい。まず、あなたが発病したのはいつ頃でしたか。

本人 小学校五年生のときです。

2 原告代理人 どうして発病していることが分かったのですか。

本人 以前から、身体にできた斑点が目立ち始めていたのでおかしいなと思っていました。そんな矢先に、学校で毎年恒例の清潔検査が行われました。そこではつきりとお医者さんに言われ

ました。

3 原告代理人 それからどうしましたか。何か治療を受けたとかそういったことはありましたか。

本人 両親に頼んで、お医者さんに連れて行ってもらったりしたのですが、当時はみんなやぶ医者

で、粗い治療ばかりで、症状はどんどん悪くなりました。それでも何年かは家族と一緒に暮らしていましたよ。だけど、だんだん噂が広まって来て、とても家族と一緒に暮らせない状態になり、それで一八のときに、海岸の小屋に独りで住むようになりました。

4 原告代理人 そうですか。それで一八才のときから暮らしはじめて、いつ頃まで小屋に暮らしていたので

すか。

本人 三年くらいですかね。小屋での生活のちょうど三年目の昭和一九年に愛楽園に入園しましたから。

5 原告代理人

本人

その愛楽園に入園するきっかけは何でしたか。

当時の愛楽園の園長だった早田先生が、その年に、私が住んでいる小屋を訪ねてきました。おそらく役場の人が案内して連れてきたのだと思います。そのときは、ただ手足や胸を診るだけでした。だけど、そのときは特に薬を渡されることもなかったですし、診断もありませんでした。大したことはないのだろうと、気に留めていませんでしたよ。それから二、三日たつてから、兵隊さんが何人か私の小屋を訪ねてきました。「衛生兵」という腕章をつけてね。それで、ぶしつけに「北部にああなたの病気を治療する所がある。そこに連れて行くから、すぐにトラックに乗りなさい。」って言うんですよ。私は何がなんだか訳が分かりませんよ。私が事情を説明してほしいと頼むと、「いいからとりあえず、荷物をまとめて乗りなさい。」と怒鳴るんですよ。私は逆らうのが恐くて、急いで荷物を風呂敷に包み、すぐに乗り込みました。そのときから愛楽園で生活するようになりました。

6 原告代理人

本人

衛生兵はあなたに考える余地を与えず、無理やりトラックに乗るように催促した。あなたの意思が考慮されないまま強制的に愛楽園に連れて行かれた。つまり、強制収容ですね。

はい、その通りです。強制収容でした。

7 原告代理人

それでは、次の質問に行きます。先ほど、あなたが愛楽園に入園なされたのは昭和一九年とおっしゃっていました。それでは、ちょうど沖繩戦の時期と重なると思うのですが、その頃の

園での様子を聞かせてもらえませんか。

本人

はい。愛楽園に入所してすぐ翌日には、防空壕掘りをさせられましたよ。女の私たちの作業は一列に並んで、壕から竹ザルで土をリレー式に外へ運び出す仕事でした。竹のささくだけで手を傷める病友や、石や竹のかげらで足を傷つける人がたくさんいましたよ。履物がなかったたので、私はすり減った下駄を履いて作業をしておりましたら、鼻緒の片方が切れました。それで切れた方の穴に鼻緒をつこんで、そこに小さい石を押し込んだのを履いて作業をしました。そうしたら、修理した所の、その小さい石が足の裏に当たって傷になりました。足の裏が麻痺しているの、石が当たっても痛みを感じず、傷ができても分からなかったのです。それでも毎日、防空壕掘りの作業に出なければなりませんので、それで無理がたたって、傷口に熱をもって化膿はじめました。治療することはとてもできる状態ではなかったですから、そのまま放っておいたら切断しないといけない羽目になったんです。

8 原告代理人

それでは、あなたは「治療所に連れて行く」と言われ、無理に連れてこられたその翌日に治療を受けるのではなく、いきなり働かされた。その防空壕掘りは拒否することはできましたか。

本人

いいえ。園長の命令で逆らうことはできませんでした。あれは強制労働でした。

9 原告代理人

強制的には戦時中や戦後間もなくはどのような状況だったのでしょうか。具体的には愛楽園に大量に投下されました。すぐ近くに運天港という特殊潜航艇部隊の基地があったんです。それでアメリカ軍は、愛楽園を日本軍の兵舎か施設だろうと思って、徹底

本人

大型の爆弾が愛楽園に大量に投下されました。すぐ近くに運天港という特殊潜航艇部隊の基地があったんです。それでアメリカ軍は、愛楽園を日本軍の兵舎か施設だろうと思って、徹底

10

原告代理人

的に爆撃したのだと聞いております。私たちは赤十字の旗を掲げることも許されなかった。旗を掲げることができれば、その空襲も避けることができたのに……。空襲はそれはそれはとても恐ろしいものでした。あれは昭和十九年の一月一〇日のことでした。私は、朝、井戸で顔を洗っていると、上空を飛行機が伊江島の方に飛んで行きました。あれは、米軍の飛行機だったのだと思います。伊江島には、日本軍の飛行場があったから、そこを爆撃したんです。その後、愛楽園を爆撃してきた。私は、驚いてタオルを持ったまま防空壕に逃げ込みました。急なことでしたからお金も着替えも、何も持たずに避難しましたよ。またすぐ寮に戻れると思っていたのです。しかし、空襲はますます激しくなり、私たちが住んでいた寮は爆撃されてなくなりました。その後はもう大変ですよ。当時は食べ物も住むところも定員いっぱいだったのに、日戸収容とかいうので、定員の二倍以上の人が詰め込まれましたよ。それで、二人で一人分の食糧を分け合って、食べたんです。栄養失調の人もたくさん出ましてね、倒れる人が多かったですよ。戦争の後もそれはひどい状態でした。栄養失調やマラリアで亡くなる人が三〇〇名もいたと聞いております。それくらい食べるものがなくてね。

これまでうかがってきたお話をまとめるところのことですか。治療所であると言われて、入園させられて、病人であるにもかかわらず、重労働を強いられた。その結果、身体にも障害を負い、空襲も受けてその後大変な食糧難になった。それでは、とても治療所とは呼べないんじゃないですか。

本人

はい、そう思います。私自身、入園当時はいったいどうして私はこんな所にいるのだろう、

11 原告代理人

と何度も自分自身に問いかけました。

あなたは五五年前に強制入所させられて、それからこの愛楽園で生活しています。そのきっかけは、国が主張しているような、あなたを保護する目的だったと思いますか。

本人

違うと思います。そんなのは建て前です。

12 原告代理人

では、結局、被告の目的は何だったとお考えですか。

本人

国にとって私たちは邪魔者でしかなかった。国はハンセン病患者を社会から追い出して、撲滅しようとしたんです。

13 原告代理人

最後にお聞きします。あなたは今、あなたたちの撲滅政策を行った国に対して、裁判に踏み切りましたが、それはどのような気持ちからですか。

本人

私がこの裁判の原告となったのは、何もお金がほしいからではありません。今なお残る私たちに対する差別や偏見を取り除いてほしいのです。私たちは多くの差別や偏見を受けてきました。それは、私たちの人権を守るべき国が正しい政策を行えば、なかったのです。国の隔離政策によって、傷つけられました。この裁判を起こすことで、二度とこのような過ちを繰り返さないことを肝に銘じてもらいたいです。私たちのような犠牲者をこれ以上増やしてはならないのです。

14 原告代理人

ありがとうございます。以上で、原告側の質問を終わります。

- 1 被告代理人 被告代理人の三島から質問します。あなたは、青木恵哉伝道師をご存じですね。
本人 はい。たいへん素晴らしいお人でした。「魚ならば、海にもぐりても生きん。鳥ならば、空に舞い上がりても逃れん。五尺の身体、住む処なし、一坪でも十坪でもよい。そこにおれば、誰からも文句の言われない土地がほしい。」という歌がジャルマ島の記念碑に刻まれていますよ。
- 2 被告代理人 沖繩は、ハンセン病に対する差別や偏見の強いところだったんですね。
本人 はい、そうでした。
- 3 被告代理人 では、そのように強い差別や偏見のあった沖繩でしたら、あなたは入園して、世間の差別や偏見や、寂しさから解放されたのではないですか。
確かに、愛楽園に入って、そんな冷たい目から見られることもなくなりました。
- 4 被告代理人 あなたは、今、「冷たい目から見られることもなくなつた」と言いましたが、それは、愛楽園が、あなたにとって、「逃れの場」、「救いの場」として必要な場所であつたということになりますか。
あなたに、私たちの気持ちは分かんよ。
次の質問をします。あなたは昭和一九年に愛楽園に入所なさいましたが、三上千代さんという婦長さんのことを覚えていらっしゃいますか。
はい。三上千代婦長は、ナイチンゲール賞を受賞した方です。
愛楽園にも三上婦長の記念碑がありますね。三上婦長のことを何か覚えていらっしゃいますか。
- 5 被告代理人
- 6 被告代理人

本人

三上婦長はほんとうにいい方でした。一所懸命私に尽くしてくれました。一〇月一〇日の空襲のときも、爆弾の音に怯える私たちに「私も一緒に死ぬ」と言ってくれたのです。世間の人の嫌われ者だった私たちのために、大切な命を投げ出してくれる人の存在は心の支えとなりました。私は三上婦長さんにとっても感謝しています。

7 被告代理人

そうですか。そんなお話がありましたか。さて、あなたは愛楽園に入所してから、治療を受けることができなかったと言いますが、三上婦長のようないい医者さんや看護婦さんがたくさんいたのではないですか。

本人

そうでしたが、それでも大変でした。

8 被告代理人

あなたは、先ほどから戦時中は治療も受けられず、大変だったとおっしゃっていますが、その当時は、日本全体がそうだったのではないですか。愛楽園だけが、特別、大変ではなかったと思いますか、いかがですか。

本人

お医者さんや看護婦さんが足りなかったのは、愛楽園だけではなかったのは確かですけど、じゃあ、なぜ、ハンセン病患者をお医者さんの不足しているところに強制入所させたのかねえ。どうせ、治療はちゃんと受けられなかったのに。

9 被告代理人

しかし、医者が少ないことが分かっているとしても、入所する人がいたということは、やはり、愛楽園は「救いの場」だったということになりませんか。

本人

治療の場ではなかったよ。

10 被告代理人

原告は質問にだけ答えて下さい。よろしいですか。次は、防空壕の話ですが、当時の早田皓

- 14 被告代理人 本人
 以上で質問を終わります。
- 13 被告代理人 本人
 ご家族のことは聞いていません。いいですか。四月二二日の後、アメリカ軍は、この愛楽園がハンセン病療養所であったことを知り、謝りました。それから、携帯用食糧を寄付し、その後米軍からのいろいろな物資援助が愛楽園にはありました。これは事実ですね。
- 12 被告代理人 本人
 その頃、南部では、まだ住民を巻き込んだ激しい戦闘が続いていましたね。
- 11 被告代理人 本人
 それは、とてもいい結果だと思えます。でも、後遺症が残ったりする犠牲もあった。これは治療を受けに来たのか防空壕を掘りに来たのかわからんねえ。だから、一概に防空壕での作業がよかったとは言えません。
- それは、昭和二〇年四月二二日ですね。
- 園長の考えで、掩蓋壕では空襲を防げないということで、横穴式の壕が掘られたわけですが、当時の早田園長に感謝しておられる入所者の方が、現在でもたくさんおられると聞いています。あなたは、この、愛楽園にいたからこそ、この防空壕のお陰で、空襲から免れた、とは思いませんか。

1 裁判官C

いくつか質問をしますので、答えて下さい。あなたは、昭和一九年に愛楽園に入所し、それ以来、現在まで、愛楽園で療養生活を送っていますね。

本人

はい。

2 裁判官C

さきほどから原告が証言しているのは、戦前から戦後にかけての愛楽園の話ですが、原告は、その当時、愛楽園に入所して、まったくどのような治療も受けていないのですか。

本人

はい。入所させられてからは、防空壕掘りをさせられたため、脚を切断してしまった。治療どころか、よけい不自由な身体になったよ。

3 裁判官C

身体をゆっくり休める、といった療養生活の場でもなかった、というように理解していいですね。

本人

はい。

4 裁判官C

現在の愛楽園については、どうですか。

本人

現在は、私にはもう家族はおりませんが、ここには苦勞をとみにした友人たちがいるので、その友人たちと一緒に楽しく暮らしています。私がここで得たものはこの友人たちです。

5 裁判官C

何か不便なことを感じていますか。

本人

不便ということはありませんが、現在、療養所にいる者のほとんどは高齢者で、介護を必要とする者の数も増えています。これからは今よりもたかさんの看護の人が必要です。もう安心して暮らせるようなところになってほしいです。

6

裁判官B

確認の質問をしますが、昭和一九年に衛生兵があなたを連れにきたとき、もしあなたに選択権があったとすれば、そのとき、あなたは愛楽園に入所することはしなかったのですね。

本人

はい。親と別れるのはつらかったし、自分の人生を国に決められたくなかった。

7

裁判官B

では、あなたの場合は、強制入所だったと考えて間違いないのですね。

本人

はい。

8

裁判官A

私からも質問します。原告は、先ほど、この裁判はお金の問題ではない、ということ証言しているのですが、それでは原告が被告に要求しているのは、責任を認めて今後の療養所での生活を保障してほしい、ということですか。

本人

それもあります。「らい予防法」が廃止されても、まだ何も終わっていない気がします。その総仕上げをして、今後のためになればいいです。

9

裁判官A

原告は、では、社会復帰を望んでいないのですね。

本人

はい。私はもう年をとっており、足も悪いので、自分一人で生活していくことは困難ですから、今後も引き続き療養所での生活を希望します。

【和解勧告に当たつての所見】

第一 はじめに

当裁判所は、この裁判の特質から、和解による早期かつ全面的解決を図ることが、原告らの今の現状からすると、極めて望ましいと考える。関係当事者は、当裁判所の提案を参考にし、和解による解決に向けて真摯かつ積極的に努力することを切望する。

第二 解決に向けての提案

当裁判所は、本件については一刻も早く和解によって原告らを全面的に救済することが是非とも必要であると確信し、次の解決の提案を行う。

- (一) 被告国は沖縄愛楽園を含む全国のハンセン病療養所の運営・存続について法的保障を与えること。将来の療養者数の減少を理由として、療養所を統廃合し、また運営水準を切り下げてはならない。
- (二) 被告国は今後も療養所での生活を希望する者に対して、療養所における医療の充実、施設の整備、そして看護・介護体制の強化を行うこと。入所者給与金等の従来生活保障は削減されない。
- (三) 被告国は帰郷・社会復帰を希望する者に対して、通院・在宅治療のための医療体制の整備、退所準備のための必要十分な一時金支給など、社会復帰支援事業を行うこと。
- (四) 被告国は約九〇年に及ぶ誤ったハンセン病政策の真相を明らかにし、歴史的反省に基づき、社会のハンセン病に対する差別・偏見を一掃する啓蒙活動を行うこと。

(五) 被告国は全ての被害を償う一時金の支払い義務及びその方法、またハンセン病療養所の将来像などに

ついて、厚生大臣交渉を含む継続協議の場を設けること。

(六) 被告国は原告らの要求する謝罪文の掲載を行うこと。

以上が当裁判所の解決の提案である。

第三 被告国の責任について

憲法二五条一項は国民の生存権を保障し、同二項はそのために国は公衆衛生の向上及び増進に努むべきであると規定する。この憲法二五条を解釈すると、被告国のハンセン病対策は、まず何よりも、患者一人一人の人権のことを考えるべきであった。

ハンセン病は、青木恵哉氏らの救らい活動が困難を極めたように、厳しい迫害の対象であった。被告国としては、この迫害を受ける患者のために、患者の利益を第一に考えた、当時として最善の治療・療養の場を用意すべきであった。

しかし、被告国は、医学的必要性も不十分のまま、患者の隔離政策を行った。一九四〇年代後半にプロミンの画期的な治らい効果が確認された後も、被告国はその隔離政策を反省しなかった。それどころか、一九五三年に「らい予防法」を制定し、医学的合理性、法的合理性のない、隔離政策を続けたのである。その結果、原告らを受けた損害は、年齢を積み重ねるに連れて、少しずつ累積拡大していき、今では取り返しのつかない、大きなものになったのである。

被告国は、ハンセン病は感染症であるから、公共の福祉のために患者の隔離は正当であったと主張する。しか

し、患者の一人一人の人権を無視した公共の福祉とはいったい何であるか。被告国は、誤った優生思想に基づいて、ハンセン病患者者に断種・墮胎を行い、患者たちから子孫を奪った。患者を社会から撲滅・一掃しようとしたのである。このような政策を公共の福祉ということはできない。

被告国のハンセン病患者撲滅政策が法的に終わるのは、一九九六年三月のらい予防法の廃止によってである。しかし、平和の礎に関する事実が教えるように、ハンセン病に対する無理解と根強い偏見が、社会にはいまだに存在している。しかるに、社会一般の風潮は、被告国のハンセン病政策を反省するのではなく、逆に原告らの存在を忘却し、過去の数々の人権侵害の事実に免罪符を与えるかのごとき印象を与える。被告国は、法廃止までの間、ハンセン病患者・元患者に対する、社会のこの無理解を解消する施策をほとんど行わなかったのである。この意味で、約九〇年間にわたって継続した被告国のハンセン病患者隔離・撲滅政策は、ハンセン病患者・元患者に対する組織的・集団的な差別行為であった。これは、憲法一三条が保障する個人の尊厳、また憲法一四条一項が保障する平等の権利に違反するものである。

第四 まとめとして

私たちは被告国とともに深く反省し、今こそ原告らの声に耳を傾けなければならない。そして被告国は、戦後二七年間のアメリカ統治期の法的責任の所在の問題などの争いを超えて、正義の観点に立って、原告らに与えた重大な被害について責任を認め、その償いをすべきである。しかし原告らの多くは高齢である。裁判所の確定判決が遅れて、原告らの受けた被害がなかなか救済されないという事態は、何としても避けなければならないと考え、当裁判所は、以上のように和解を提唱する。被告国は、最善の努力を重ねることを誓うべきである。

なお、和解案については、統一的な解決を図る見地から、同種訴訟が係属する、熊本地方裁判所、東京地方裁判所、岡山地方裁判所と協議の上、これをとりとまとめることを付言する。

四 参考文献表

- | | | |
|-----------|--------|--------------------------|
| 愛楽園自治会 | (一九八九) | 『命ひたすら』沖繩愛楽園入園者自治会 |
| 宵木恵哉 | (一九七二) | 『選ばれた島』新教出版社 |
| 天久佐信 | (一九九二) | 『み手に伴われ』 |
| 荒井英子 | (一九九六) | 『ハンセン病とキリスト教』岩波書店 |
| 石川政秀 | (一九九四) | 『沖繩キリスト教史』いのちのことは社 |
| 伊波敏男 | (一九九七) | 『花に逢はん』NHK出版 |
| — | (一九九八) | 『夏椿、そして』NHK出版 |
| 上原信雄編 | (一九八三) | 『阿檀の園の秘話』 |
| 大谷藤郎 | (一九九六) | 『らい予防法廃止の歴史』勁草書房 |
| — 監修 | (一九九七) | 『ハンセン病医学』東海大学出版会 |
| 岡部伊都子 | (一九九二) | 『沖繩からの出発』講談社現代新書 |
| 沖繩楓の友の会編 | (一九九九) | 『ハンセン病回復者手記』沖繩県ハンセン病予防協会 |
| 沖繩県教育委員会編 | (一九七四) | 『沖繩県史第一〇巻』沖繩県教育委員会 |
| — | (一九七七) | 『沖繩県史別巻』沖繩県教育委員会 |
| 沖繩タイムス社編 | (一九七二) | 『沖繩の証言上巻』沖繩タイムス社 |

沖繩らい予防協会編集委員会(一九七九) 『沖繩のらいに関する論文集(医学編)』沖繩らい予防協会
 九州連人権擁護委員会(一九九六) 『緊急出版!らい予防法の廃止を考える』九州弁護士連合会

国本稔 『終着駅からの手紙』

犀川一夫 『打たれた傷』沖繩県ハンセン病予防協会

『門は開かれて』みずず書房

『らいに関する論文集(第1編)』沖繩県ハンセン病予防協会

『ハンセン病医療ひとすじ』岩波書店

『ハンセン病政策の変遷』沖繩県ハンセン病予防協会

『国の責任』社会評論社

『全患協運動史』一光社

『隔離』という病い』講談社選書メチエ

『ニュースキヤスター』亜紀の宮古島取材記』熊本日日新聞情報文化センター

『主の用なり』

『沖繩におけるハンセン病問題』立命館大学人文科学研究所紀要 68

『沖繩戦下のらい療養所で起こったこと』週刊金曜日 151

『日本ファシズムと医療』岩波書店

『歴史のなかの「らい者」』ゆみる出版

『特集「ハンセン病者の人権回復を」』法セミナ 54 [八尋光秀「総論ハンセン病問題を考える

視点、徳田靖之「患者」の人権と「法的救済」ほか]

『我が身の望み・聞き書き集』

『生きるために』解放教育 174

松村憲一

松岡和夫

法学セミナー

藤野治

藤野豊

編

宮古南静園

(一九六一) 『三十周年記念誌』

(一九八三) 『開園五十周年記念誌』

山本俊一

(一九九七) 『増補日本らい史』 東京大学出版会

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟弁護団・「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟原告団 (一九九八) 『ブリキの貨幣』

「らい予防法」違憲国家賠償請求西日本弁護団 (一九九九) 『九〇年目の真実』 かもがわ出版

らい予防法人権侵害謝罪・国家賠償請求訴訟原告団 (一九九九) 『訴状「らい予防法人権侵害謝罪・国家賠償請求訴訟」』

皓星社ブックレット⑦